

# 令和6年度 より良い学校生活を送るために

## 1 校内での過ごし方

### 【登下校】

- (1) 8時10分の健康観察までに、片付け等を済ませ自席に着けるよう自分で登校時刻を考える。
- (2) 帰りの会終了後は、教室・廊下の戸締まりをする。居残る場合は、担任や担当、部活動顧問の許可を受ける。
- (3) 登下校時、部活動の行き帰りで買い食いをしない。休日の部活動等も同様。

### 【届け出】

- (1) 欠席・遅刻は、保護者から学校へ8時10分までに連絡をしてもらう。(63-3651)  
8時15分以降に登校してきた場合は職員室に申し出る。
- (2) 物品や設備は、破損したり、傷をつけたりしないように大切に使用する。破損した場合はすぐに担任に知らせる。

### 【登校後】

- (1) 登校後は、許可無く校外に出ない。通院等の場合は事前に保護者から連絡を入れてもらう。
- (2) 保健室に行く場合は、教科担当に本人が申し出て、許可をもらう。

### 【授業中】

- (1) 教科書などの学習用具を貸し借りせず、忘れは正直に申し出る。教科書等は許可されたものを除いて持ち帰る。
- (2) 授業中は積極的に取り組み、周囲に迷惑をかけるような態度をとらない。

### 【休み時間・昼休み】

- (1) 校舎内では、公共の場所という意識をしっかりとって過ごす。
- (2) 図書室はルールやマナーを考えて使用する。
- (3) 各自、次の授業・活動の準備をして、時間に余裕を持って行動する。授業開始の2分前には入室を完了し、授業開始1分前に着席・黙想をする。
- (4) 授業や必要な活動があるとき以外は自分の在籍学級以外の教室及び特別教室に許可無く入らない。
- (5) 平常時に各棟の非常階段は使用しない。

### 【掃除】

- (1) 掃除の準備・片付けを除き、ベランダ・テラスには許可無く出ない。
- (2) 掃除は、5分前には移動を始め、準備をする。掃除開始時に黙想をし、無言清掃を行う。

## 2 校外生活

- (1) 外出時には行き先を保護者に告げる。帰宅は日没までとし、それ以降は保護者同伴とする。
- (2) 保護者同伴以外の夜間外出・外泊は絶対にしない。させない。
- (3) 水俣市外に出かける場合は、原則として保護者同伴とする。
- (4) 映画・その他の興行物は、保護者同伴とする。また、ゲームセンター(コーナー)、カラオケボックス、インターネットカフェ等への出入りは、生徒だけでは一切しない。飲食店も生徒だけでの出入りは極力避ける。
- (5) 下校してから再度登校する場合は、制服か体育服とする(土日、祝日でも同様)。

## 3 その他

### 【安全】

- (1) 自転車には交通ルールを守り、安全に乗る。(詳しくは『自転車のきまり』を参照。)
- (2) 自転車保険に必ず加入する。(令和3年10月から義務化)
- (3) 監視員のいる海水浴場やプール以外の海や川等での遊泳は禁止する。
- (4) エアガンや火遊びなど危険な行為をしない。
- (5) 生徒同士で金銭や物品の貸借・売買は絶対にしない。

### 【情報通信機器の使用】

- (1) 家庭で決めた約束事を守り使用する。(詳しくは『情報機器の使用について』を参照。)
- (2) 「あとがこわい」を意識して使用する。

### ～スマホの約束6か条～

#### スマートフォンを利用して

- 「あ」 会わないで！(知らない人と)
- 「と」 撮らないで！(自分の裸を)
- 「が」 画像を送らないで！
- 「こ」 個人情報を載せないで！
- 「わ」 悪口を書き込まないで！
- 「い」 いじめないで！(ネットを使って)

◎ 一人一人が規則をしっかり守り、規律ある学校生活を送りましょう。  
わからないこと、困ったことがある場合はまず相談をしてください。